

付議案第2号

福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和8年1月23日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

本件は、総合図書館（分館を除く。）の駐車場の適正利用を促進するため、駐車場の使用料について規定する等の必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市総合図書館条例施行規則（平成8年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「開館時間」を「開館時間等」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「開館時間」の次に「又は駐車場の供用時間」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 総合図書館（分館を除く。）の駐車場（以下「駐車場」という。）の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

第7条の見出し中「休館日」を「休館日等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、駐車場は、第1項各号に規定する休館日において供用するものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、臨時に駐車場を供用しない日を設けることができる。

第9条の次に次の1条を加える。

（駐車場の利用の許可）

第9条の2 条例第5条の2の規定による駐車場の利用の許可は、自動車を入庫させ

るときに駐車券を交付して行うものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用料)

第14条の2 条例第10条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、別表第1の2のとおりとする。

第18条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、駐車場の使用料は、駐車場を利用した者が自動車を出庫させるときに徴収する。

第20条第1項第2号中「含む。以下」の次に「この条において」を加える。

第21条第1項各号列記以外の部分中「使用料」の次に「(駐車場に係るものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用料の減免)

第21条の2 条例第14条の規定による使用料(駐車場に係るものに限る。以下この条において同じ。)の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市の公用自動車 当該使用料の全額
- (2) 開館時間内に総合図書館を利用した障がい者が運転し、又は同乗する自動車
当該使用料の全額
- (3) 開館時間内に総合図書館を利用した者が運転する自動車であって、駐車場の利用時間が2時間を超えないもの 当該使用料の全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める自動車 教育長が必要と認める額

2 前項第2号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、療育手帳等を職員に提示しなければならない。

第42条第1項の表中「第22条第1項第10号」を「第21条の2第2項、第22条第1項第10号」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2

駐車場使用料

種別	単位	利用時間	金額
総合図書館	1台1回	総合図書館(分館を除く。	30分までごとに 200円

駐車場使用料	以下この表において同じ。)の休館日でない日のうち、午前7時から午前10時まで	ただし、2時間を超えるときは800円とする。
	総合図書館の休館日でない日のうち、午前10時から午後8時まで	(1) 総合図書館を利用した者 30分までごとに 200円 (2) 総合図書館を利用した者以外の者 30分までごとに 500円
	総合図書館の休館日でない日のうち、午後8時から翌日午前7時まで	30分までごとに 200円 ただし、2時間を超えるときは800円とする。
	総合図書館の休館日のうち、午前7時から翌日午前7時まで	30分までごとに 200円 ただし、2時間を超えるときは800円とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

福岡市総合図書館条例施行規則(平成8年福岡市教育委員会規則第5号)新旧対照表

旧	新
第1条～第5条 (略) (開館時間)	第1条～第5条 (略) (開館時間等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間_____を</u> <u>変更することができる。</u> (休館日)	<u>3 総合図書館(分館を除く。)の駐車場(以下「駐車場」という。)の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。</u> <u>4 前3項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間又は駐車場の供用時間を変更することができる。</u> (休館日等)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 第1項の規定にかかわらず、駐車場は、第1項各号に規定する休館日において供用するものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、臨時に駐車場を供用しない日を設けることができる。</u>
第8条～第9条 (略)	第8条～第9条 (略) (駐車場の利用の許可)
	<u>第9条の2 条例第5条の2の規定による駐車場の利用の許可は、自動車を入庫させるときに駐車券を交付して行うものとする。</u>
第10条～第14条 (略)	第10条～第14条 (略) (駐車場の使用料)
	<u>第14条の2 条例第10条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、別表第1の2のとおりとする。</u>
第15条～第17条 (略) (使用料及び手数料の徴収)	第15条～第17条 (略) (使用料及び手数料の徴収)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 第1項の規定にかかわらず、駐車場の使用料</u>

第19条 (略)

(観覧料の減免)

第20条 条例第14条の規定による観覧料の減免

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) (略)

(2) 障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)(介護者(障がい者1人につき1人までとする)が同伴している場合にあつては、その介護者を含む。以下_____同じ。)が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額

(3)~(5) (略)

2・3 (略)

(使用料の減免)

第21条 条例第14条の規定による使用料_____

の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1)~(7) (略)

2 (略)

は、駐車場を利用した者が自動車を出庫させるときに徴収する。

第19条 (略)

(観覧料の減免)

第20条 条例第14条の規定による観覧料の減免

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) (略)

(2) 障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)(介護者(障がい者1人につき1人までとする)が同伴している場合にあつては、その介護者を含む。以下この条において同じ。)が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額

(3)~(5) (略)

2・3 (略)

(使用料の減免)

第21条 条例第14条の規定による使用料(駐車場に係るものを除く。以下この条において同じ。)

の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1)~(7) (略)

2 (略)

(駐車場の使用料の減免)

第21条の2 条例第14条の規定による使用料(駐車場に係るものに限る。以下この条において同じ。)

の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 本市の公用自動車 当該使用料の全額

(2) 開館時間内に総合図書館を利用した障がい者が運転し、又は同乗する自動車 当該使用料の全額

(3) 開館時間内に総合図書館を利用した者が運

第22条～第41条 (略)

(指定管理者に関する読替え)

第42条 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
	職員	指定管理者
第22条第1項第10号及び第23条		
(略)		

2 (略)

第43条～第46条 (略)

別表第1 (略)

転する自動車であつて、駐車場の利用時間が2時間を超えないもの 当該使用料の全額

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める自動車 教育長が必要と認める額

2 前項第2号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、療育手帳等を職員に提示しなければならない。

第22条～第41条 (略)

(指定管理者に関する読替え)

第42条 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第21条の2第2項、第22条第1項第10号及び第23条	職員	指定管理者
(略)		

2 (略)

第43条～第46条 (略)

別表第1 (略)

別表第1の2

駐車場使用料

種別	単位	利用時間	金額
総合図書館 駐車場 使用	1台	総合図書館(分館を除く。以下この表において同じ。)	30分までごとに 200円
	1回	の休館日でない日のうち、午前7時から午前10時まで	ただし、2時間を超えるときは800円とする。
		総合図書館の休館日でない日のうち、午前10時から	(1) 総合図書館を利用した者 30分までごとに 200円

用 料	午後8時まで	(2) 総合図書館を利 用した者以外の者 30分までごとに 500円
	総合図書館の休館 日でない日のう ち、午後8時から 翌日午前7時まで	30分までごとに 200 円 ただし、2時間を超 えるときは800円とす る。
	総合図書館の休館 日のうち、午前7 時から翌日午前7 時まで	30分までごとに 200 円 ただし、2時間を超 えるときは800円とす る。

以下 (略)

以下 (略)

福岡市総合図書館条例施行規則の改正について

1 改正の理由

総合図書館（分館を除く。）の駐車場の使用料等を新たに規定する福岡市総合図書館条例の改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）にあわせて、駐車場の使用料を定める等の必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 駐車場の供用時間を 0 時から 24 時までとする。
- (2) 駐車場は総合図書館の休館日においても供用する。
- (3) 駐車場の利用許可は駐車券の交付により行う。
- (4) 駐車場使用料を下表のとおりとする。

利用時間	金額
開館日の午前 7 時から午前 10 時まで	30 分までごとに 200 円 ただし、2 時間を超えるときは 800 円
開館日の午前 10 時から午後 8 時まで	(1) 総合図書館を利用した者 30 分までごとに 200 円 (2) 総合図書館を利用した者以外の者 30 分までごとに 500 円
開館日の午後 8 時から翌午前 7 時まで	30 分までごとに 200 円 ただし、2 時間を超えるときは 800 円
休館日の午前 7 時から翌午前 7 時まで	30 分までごとに 200 円 ただし、2 時間を超えるときは 800 円

- (5) 駐車場使用料の減免は次のとおりとする。
 - 本市の公用自動車 当該使用料の全額
 - 総合図書館を利用した障がい者が運転し、又は同乗する自動車 当該使用料の全額
 - 総合図書館を利用した者が運転する自動車であって、駐車場の利用時間が 2 時間を超えないもの 当該使用料の全額
 - 教育長が特に必要と認める自動車 教育長が必要と認める額

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日